

令和8年度薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金に関するQ&A(令和8年4月1日)

No	質問	回答
交付申請等について		
1	補助金の交付申請はいつ実施すればよいか。	令和8年4月以降、薬学生から参加申込み等がされ、実際にインターンシップ等を実施する前までに交付申請を提出してください。8月末までは薬剤師少数区域の病院の申請を優先的に受付します。 ※薬剤師少数区域…甲賀医療圏、東近江医療圏、湖東医療圏、湖北医療圏、湖西医療圏
2	(大津・湖南圏域の病院)補助金の交付申請はいつ実施すればよいか	8月末時点で予算額上限に達していない場合に受け付けます。9月以降の申請をお願いします。 なお、4月から8月末までに実施したインターンシップ事業についても、申請は可能です。審査の結果、適正と認められる場合には補助の対象とします。
3	(インターンシップ等を随時受入している、複数回受入れしている場合)すでに補助金の交付申請を行っているが追加で参加申込みがあり、補助金所要額に変更があった場合、どのようにすればよいか。	変更交付申請を提出してください(HP掲載しているフロー図を参照してください)。
4	インターンシップはいつまでに実施する必要があるか。	令和8年度中に実施する必要があります。申請期日までに交付申請書を提出し、令和9年3月31日までに事業を実施したものが対象となります。
5	実績報告書はいつまでに提出する必要があるか。	事業完了後30日以内または令和9年4月10日までのいずれか早い日までにご提出ください。なお、補助金の交付は精算払いとなるため、変更交付申請をする予定がない場合は、速やかに実績報告書を提出いただくよう御協力願います。
6	補助金の申請回数に制限はあるか。	1施設1回限りです(変更交付申請は可能)。なお、インターンシップの受入人数に制限はありません。
7	要した経費が12万円の場合の補助額はいくらか。また、30万円の場合は？	補助率1/2で、上限は10万円となります。要した経費が12万円の場合は1/2の6万円、30万円の場合は上限金額の10万円となります。
補助対象経費等について		
8	参加薬学生の宿泊費は補助対象経費に含まれるか。	含まれません。
9	参加薬学生の交通費は県外在住者であっても対象か。利用する交通手段に制限はあるか。	県外であっても参加薬学生の自宅から対象施設まで往復の交通費が対象となります。利用する交通手段の制限はありませんが、貴施設の旅費支給規程等に従い適切な旅行行程であることをご確認ください。

No	質問	回答
10	病院から参加者に対して負担する旅費については上限額を設けてもよいか。	差し支えありませんが、本補助金の対象は病院が実際に負担した額の1/2が補助対象経費となります。
11	参加薬学生の食糧費は補助対象経費に含まれるか。	含まれます。参加者の交流を深めるための軽微な飲食費(喫茶、軽食程度)は経費に含めることが可能です。 懇親会費用等、軽微な飲食費の範囲を超える場合は対象外となります。
12	薬剤部パンフレットを作成した。作成費用は補助対象経費に含まれるか。	参加者への配布資料として作成したものは、需用費として対象経費に含めることは可能です。
13	参加薬学生や講義時に使用するパソコン、タブレットなどの機器や机・椅子などの備品は補助対象経費に含まれるか。	備品は補助対象経費になりません。ただし、1品の取得価格または評価額が10万円未満のものは備品に含まれないため、消耗品として対象経費に含めることは可能です。
14	参加者募集のために薬剤部ホームページをリニューアルした。改修費用は補助対象経費に含まれるか。	参加者募集のために実施したものは、役務費として必要な範囲で対象経費に含めることは可能です。
15	参加者への説明資料として薬剤部紹介動画を作成した。作成費用は補助対象経費に含まれるか。	参加者への説明資料として作成したものは、役務費として必要な範囲で対象経費に含めることは可能です。

No	質問	回答
補助の要件等について		
16	病院が参加者を募集する際に「インターンシップ」という文言は必須か。	必須ではありません。事業の目的に沿って病院薬剤師業務を体験できるものであれば、「見学」「セミナー」「就業体験」等、他の文言を用いても差し支えありません。
17	プログラムの最低時間数は決まっているか。	決まっていますが、調剤業務の他、病棟業務やチーム医療等、病院薬剤師の業務を幅広く体験できるよう時間数を確保いただくようご配慮ください。
		【プログラム一例】 ●9:30～受付・更衣 ●9:45～オリエンテーション(病院の概要・教育体制・勤務体制、地域医療の状況等) ●10:30～薬剤部門の見学と業務体験(調剤業務、注射薬混注、外来薬剤管理指導等) ●12:00～休憩 ●13:00～病院内見学(病棟薬剤業務、カンファレンス等) ●15:00～先輩薬剤師との交流、アンケート記入 ●16:00 終了
18	「業態偏在・地域偏在の課題」に関する説明は県の資料を使用することは可能か。	可能です。
19	県作成のアンケート(レポート)の提出はどのように行うのか。	しがネット受付サービスを用いて、参加者から直接回答いただきます。参加者に回答フォームの案内等をお願いします。また、回答フォームでの回答が困難な場合、お手数ですが書面でアンケートの回収をお願いします。
20	(No19に関して)参加者の回答を病院が確認することはできるか。	個別の回答は確認できません。集計結果についてはとりまとめ後、補助を受けた病院あてに共有します。
21	病院独自のアンケートを実施してもよいか。	差し支えありません。
その他について		
22	対象とする薬学生の年次に制限はあるか。	ありません。1年次～6年次薬学生の他、大学院生の受け入れも補助対象となります。
23	実績報告書には対象経費の領収書の添付は必要か。	必須ではありません。貴施設において適切な支出であることを確認してください。また、本補助事業に関して、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管してください。